

令和 6 年度

尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業
特別会計予算書

歳 出

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比
1 総務費	14,834	13,665	1,169	2.6%
2 事業費	489,849	345,662	144,187	87.6
3 公債費	53,551	90,152	△36,601	9.6
4 予備費	1,000	1,000	0	0.2
歳 出 合 計	559,234	450,479	108,755	100.0

令和 6 年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業
特別会計歳入歳出予算整理表

歳 入 (単位 千円)

款	当初及び補正予算 議決年月日	当 初		第 1 号		第 2 号		第 3 号		第 4 号		第 5 号	
		令和 3 月	6 年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日
1 保留地処分金	補正 現計	108,000											
2 使用料及び手数料	補正 現計	2											
3 繰入金	補正 現計	309,519											
4 繰越金	補正 現計	1,000											
5 諸収入	補正 現計	213											
6 市債	補正 現計	140,500											
歳 入 合 計	補正 現計	559,234											

歳 出 (単位 千円)

款	当初及び補正予算 議決年月日	当 初		第 1 号		第 2 号		第 3 号		第 4 号		第 5 号	
		令和 3月	6年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日	令和 月	年 日
1 総務費	補正 現計	14,834											
2 事業費	補正 現計	489,849											
3 公債費	補正 現計	53,551											
4 予備費	補正 現計	1,000											
歳 出 合 計	補正 現計	559,234											

小牧市議会議案第 39 号

令和 6 年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会
計予算

令和 6 年度小牧市の尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 559,234 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

小牧市長 山下 史守朗

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保留地処分金		108,000 千円
	1 保留地処分金	108,000
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		309,519
	1 一般会計繰入金	309,519
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		213
	1 預金利子	1
	2 雑入	212
6 市債		140,500
	1 市債	140,500
歳 入	合 計	559,234

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		14,834 ^{千円}
	1 総務管理費	14,834
2 事業費		489,849
	1 事業費	489,849
3 公債費		53,551
	1 公債費	53,551
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		559,234

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 事業費	1 事業費	1号調整池整備事業	千円 300,000		千円
				令和6年度	105,000
				令和7年度	195,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 140,500	証書借入 又は 証券発行	% 4.5以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
計	140,500			